

## 2

## 民主選挙・憲政運動——法治と民主を求めて

〔1〕「民主的権利を獲得した陝甘寧辺区の女性たち」（蘇華、一九三九年二月一日）

陝甘寧辺区政府が公布した選挙条例第二章第三条には、次のような規定がある。「すべて辺区内に居住する人民で一八歳以上の者は、階級、職業、性別、宗教、民族、財産状態および教育程度にかかわらず、選挙委員会の登録を経て、等しく選挙権および被選挙権を有する」。また、今年初めに開かれた辺区第一期参議会には、一九人の女性参議員が含まれていた。彼女たちは大会で大胆に意見を發表しただけでなく、女性の切実な利益の実現のために議案を提出し、満場一致で可決された。また、選挙条例にも、各レベルの参議会は二五パーセントの女性参議員の参加を要する、と具体的に定められた。同時に、辺区における選挙の過程に、女性たちは熱心に参加し、纏足の老婦人でさえ、どうしても参加したい、自分の権利を放棄したくないと願った。このほか、各レベルの政府機関および各部門にもたくさんの女性職員が働いている。たとえば、神府県では女性郷長が役所の責任を負っており、延安県東一区の区役所には女性区長がおり、延安六区三郷にも女性郷長がいる等々である。現在までに女性が行政面の仕事であげた成果は、決して男性に劣るものではない。このことは、女性が国家の重要な事柄を処理できるということを証明しているばかりでなく、女性の切実な問題をきちんと解決できるのは女性だけだということをも証明している。

〔獲得民主権利的陝甘寧辺区婦女〕「中国婦女」第一卷第七期。「中国婦女運動歴史資料 一九三七—一九四五」（共通文献⑭）

延安県女性参議員の出身と社会的地位

出身階級	人数	社会的地位	人数
労働者	1	小学校教師	3
貧農	12	婦人運動幹部	9
中農	3	公務員	2
ブルジョア	2	農婦	4

出典 『解放日報』(1941年10月2日)『中国婦女』第2期による(『中国女性史』)。

陝甘寧辺区13県の県クラス女性参議員数

地名	人数	比率(%)
延安	18	22
赤水	8	14
鄜州	9	14
同官	3	13
塩池	4	10
固臨	3	9
淳耀	4	9
靖邊	6	7
安塞	5	6
綏德	4	5
原州	9	4
綏寧	2	4
甘泉	1	4

出典 『解放日報』(1941年11月9日)『中国婦女』第4期による(『中国女性史』)。

表は一七四四人のうちの八二人であつた。制定された憲法には「国民大会に女性団体から代表を選出する」と規定され、女性の参政権は制度的な割り当ての保障を獲得した。しかし、この大会には中国共産党、民主同盟などは欠席しており、国民党主導下の民主的政

効発により延期された。憲政運動は、抗日のために新たな民族的統合をはかろうという抗日ナショナリズムのなかで重要な意味をもち、女性たちもそれに精力的に参加していった。国民大会招集前の民意機関(各種の議会に相当)とされる国民参政会が開催され、各団体の代表二〇〇人からなる第一期国民参政会(一九三八年七月〜一九四〇年四月)には、呉貽芳・史良・鄧穎超ら一〇人の女性参政員が含まれていた。彼女たちは、重慶の多くの女性団体と連携しながら、政治、経済、文化、教育など各分野での女性の権利の保障をめざして努力を続けた。しかし、あまり成果があらなかつたので、第二期参政会(一九四一年三月〜四一年一月)では、史料「2」にみえるように、職業問題に集中して女性の権利を守ろうと努めた。これには一九三九年から郵便局などの多くの職場で、女子職員の採用制限や採用禁止事件が起こり、女性を家庭へ追い返そうとする動きが起こっていたことが背景にある。女性参政員の提出した議案は大会を通過し、女性の就業権の保障に一定の効果をあげた。

女性参政員たちはまた、民意機関における女性団体の代表と女性の代表を増やすよう要求を続けた。抗戦勝利前後の重慶では、さまざまな提案がされるなかで、女性代表に二〇パーセントの議席を確保することが女性たちの一致した要求になっていき、ときには女性代表は「二〇パーセント」と呼ばれてかわかれた。戦後、四六年一〜一二月に南京で憲法制定国民大会が開催されたが、女性の代

「2」「女性たちの今後の努力」(呉貽芳、一九四二年三月一日) 今回、国民参政会が重慶で挙行されるにあたって、私たち一五人の女性参政員は各方面の女性たちからたくさんの手紙を受け取った。それは、参政会において、全女性のために議案を提出してほしいとするものであつた。また重慶の各界の女性団体も、全女性のために意見を述べてほしいと私たちに託した。これは、全国の女性が女性問題にきわめて強い関心をもっていることを示している。私たち一五人は、あえて全国女性を代表する資格を自認することはできないし、また、一五人の力は会場の二四〇人のなかでは実際のところ小さい。だが、私たちも女性の一員である以上、もちろん微力を尽くし、発言の機会があれば、全国の女性同胞のために精一杯、本来の権利を求めつつもりである。ほかの参政員は同性ではないが、女性に関する問題については、公正に誠意をもって率直に討論することができらう。女性参政員全員が詳細に検討を加え、今大会での可決を経て、政府に具申しようとしている議案が三つある。(一)各機関は口実を設けて女性職員の雇用を禁じてはならない、との命令を明文化すること。(二)警官学校および警政訓練班は女生徒を募集せよ、との命令を明文化すること。(三)母親扶助法を定め、幼児と児童を保護すること。同時に私たちは、郵政局に対し「既婚女性職員雇用拒否」条例の取り消しを直接要求し、郵政局は取り消しを承認した。

「婦女今後之努力」『湖南婦女』第五卷第二・三期。『中国婦女運動歴史資料 一九三七〜一九四五』(共通文献③)

解説 北伐によって全国が軍事的に統一された後、南京国民政府は中国国民党の党独裁による「訓政」を開始した。この「訓政」は、やがて憲法のもとで議会制民主主義をおこなう「憲政」に移行するものとされていた。一九三一年の「中

治制度確立への道は速くなっていた。

一方、共産党の支配下にある辺区では、抗戦中、男たちが大勢軍隊に参加していき、女性は農工業生産や軍需品の準備、救護や医療に従事していた。政治機関は、史料〔1〕にみえるように、階級・職業・性別などにかかわらず全員が参加する直接選挙で設立された。女性たちは積極的に選挙に参加し、女性の投票率は、六〇パーセント台からときには九〇パーセント以上にものぼる高い数値を示した。その結果、各レベルの辺区参議会の参議員に少なからぬ女性が当選し、村長・区長に選ばれて活躍する女性も輩出した。共産党統治区での女性の政治参加は、村々の各区から積み上げられていったものであり、これは、前述の国民党統治区で上層機関への女性参加が目ざされていたのと好対照をなしている。共産党政権はこうした女性の政治参加・政権への参画を積極的にバックアップし、女性幹部を養成し、その地位と能力を向上させるよう指示している。辺区での女性の政治参加は、戦後も進展した。

抗戦勝利まじかの四五年七月、重慶で李徳全・劉清揚・史良・劉玉立明・羅叔章らによって中国婦女連誼会が設立された。同会は四六年一月、「当面の政治に対する意見書」を発表し、内戦停止、人民の基本的権利の保障、政府の改造、女性の基本的要求の充足などを訴えた。だが、四六年夏より国共両党は全面的な内戦に突入し、四八年には共産党が軍事的にも優勢になっていく。共産党は四九年三―四月、北平に全国各地、各分野、各党派の女性を集めて中国婦女第一回国代表大会を開催し、中華全国民主婦女連合会が設立された。これは、人民共和国下の婦女連合会による女性統合の体制へつながっていくものである。四九年九月、中国人民政治協商会議が開催される。六六九人の代表のうち女性は六九人で、うち中華全国民主婦女連合会の選出した代表は蔡暢・鄧穎超ら一七人だった。会議は「共同綱領」を採択し、これにもとづいて一九四九年一〇月一日、中華人民共和国が成立した。

#### 参考文献

西村成雄『中国ナショナリズムと民主主義』研文出版、一九九一年

『中国女性史』（共通文献⑤）

『中国女性運動史 一九一九―四九』（共通文献⑬）

（訳 鳩治子、解説 小浜正子）

### コラム ◇丁玲「国際婦人デーに感あり」

一九四二年三月八日、共産党の解放区である延安で発行されている『解放日報』に、丁玲の「国際婦人デーに感あり（三八節有感）」が掲載された。

この随想には、抗日戦の根拠地であり中国における女性解放の最先端をいくと思われていた延安で、女性たちがおかれている状況が、齒に衣を着せない口調で暴かれている。たとえば、女性たちは少数であるため、結婚してもしなくても、常に人目にさらされ、流言飛語の種になる。結婚して子どもができる、預かってもらえるところがなく、保育所を求めても「子育てだって仕事じゃないか」と一蹴される。しかたなく「家に帰ったノラ」たちは、しまいには落後者の烙印を押され、それを離婚の口実にされる。このように、男性たちの意識の古さと、女性を支援する制度の不備によって、延安の女性たちも他の社会と変わらない苦しみを味わっていることが具体的に指摘されている。

最後に丁玲は、女性たち呼びかける。健康に気をつけ、快活にふるまい、頭を使い、苦難に耐えて、自立した女性

として歩んでいこう、と。女性たちのおかれた境遇に対する批判の筆は鋭いが、女性たちに向けるまなざしは温かい。一九二〇年代に都市に生きる女の自我を描いてデビューした丁玲は、三〇年代になると左翼作家連盟の一員として活動する。三一年に夫の胡也頻を国民党に殺され、みずからも国民党に軟禁されたあと、三六年に逃れて延安にたどりつき、抗日宣伝活動に従事していた。

四〇年代になって、『霞村にいた時』や『医院にて』などの小説で、解放区の矛盾を背景に女性の自立を追求した。これらの小説や「国際婦人デーに感あり」は、解放区の暗黒面を描いたとして批判され、のちに一九五七年に始まった丁玲批判においても攻撃材料として使われた。

その後、丁玲の人生も、丁玲作品に対する評価も曲折をたどったが、現在では「国際婦人デーに感あり」をはじめとする延安時代の作品は、中国に

おけるフェミニズム文学の先駆として評価されるようになっていく。



（秋山洋子）